

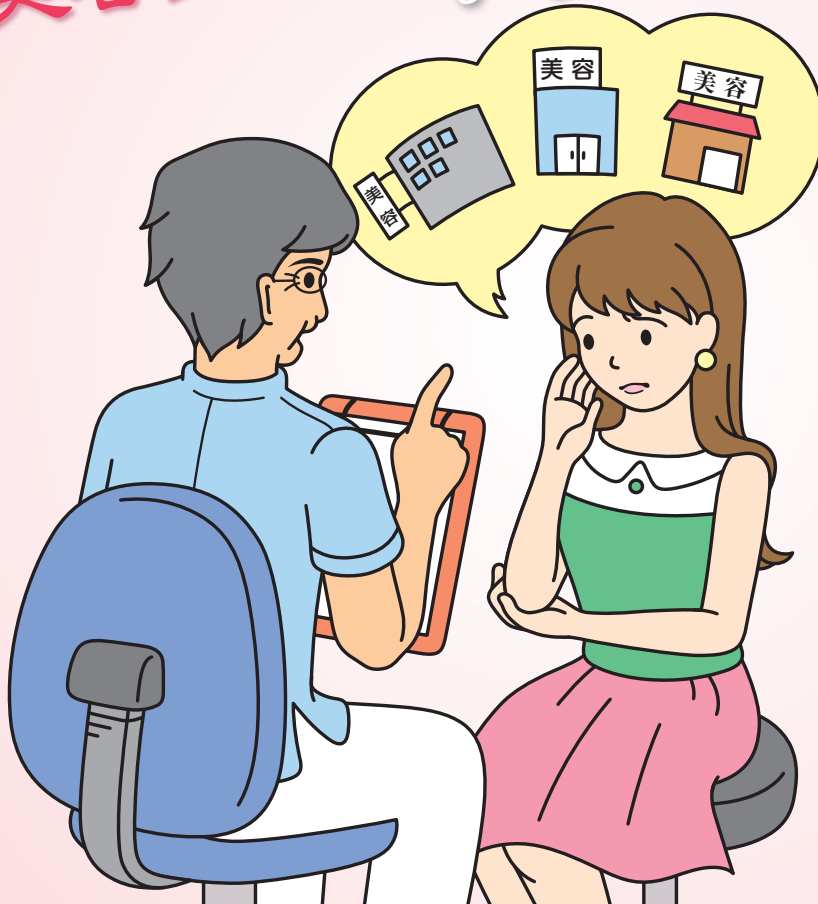
ちゅうおう 消費者だより

- P1 美容医療のトラブルに注意!
- P2 美容医療に関するトラブル
中央区消費生活相談の概要
- P3 平成24年度相談件数データ
- P4 夏のトラブルにご注意ください

第 **157** 号
平成25年7月

編集発行
中央区
消費生活センター
☎ 03-3546-5332
ホームページ
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

美容医療のトラブルに注意!



消費生活センターの窓口寄せられる相談のうち、美容医療サービスに関する相談が増えています。トラブルにならないために、複数の医療機関の情報を収集し、十分に検討したうえで契約をしましょう。

消費生活相談

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、すぐ相談!!

消費生活相談専用ダイヤル ☎ 03-3543-0084

平日(月~金曜日) 午前9時から午後4時まで

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



美容医療に関するトラブル

相談事例①

美容クリニックで脱毛コースを全額前払いで契約した。1回施術を受けた後、次回の予約をしようとしたがクリニックが倒産し、閉院してしまった。



相談事例②

インターネット広告を見て、脂肪吸引の説明を聞いただけのつもりで出向いたところ、強引な勧誘を受けて高額な契約書にサインしてしまった。

相談事例③

傷を薄くするため、美容外科でレーザー治療を受けた。4回コースの最終回に、施術者が照射部分を誤り、正常な部分に火傷をした。

アドバイス

最近、テレビや雑誌などで「アンチエイジング」や「プチ整形」等が盛んに取り上げられ、美容医療が消費者にとって身近になりました。

また、それに伴い、トラブルも増加し、美容医療に関する相談も多く寄せられています。

美容医療は自由診療であるため、高額なケースが多く治療費のためにローンを組み、支払いに困っている方もいます。

また、説明不足や不適切な治療によるトラブルも多発しています。

気づいたトラブルを防ぐためには

- ・医療機関や、美容サービスの選択は広告のみに頼らず、各種団体からの美容医療に関する様々な情報の収集に努めましょう。
- ・巧みな誘いや強引な勧誘には十分注意し、契約を急がされても、その場ではすぐに契約をせず、冷静に考える時間を持ちましょう。
- ・施術に関する説明は担当医師等とじっくり話し合い、納得したうえで契約しましょう。
- ・短期間の間に、今まで受けたことのない施術を複数受けることは慎重にしましょう。また、初めから長期間の契約はせず、まずは1回試してみ、効果を見ながら徐々に回数を増やすようにしましょう。

医師・医療機関選びに迷った時は

公益社団法人 **日本美容医療協会**

◎ オンライン公開相談室 ◎

<http://www.jaam.or.jp/soudan/top.html>

◎ 夜間電話相談室 ◎

☎03-3239-9710

【受付時間】 木曜日 午後7時～午後8時半

※受付日時は変更になることがあります。
事前に事務局（同電話）へお問い合わせください。

中央区消費生活相談の概要

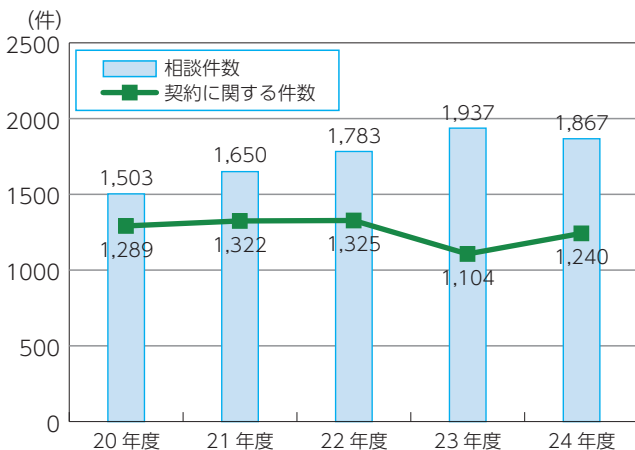
（平成24年度）

相談実績概要

中央区の消費生活センターに寄せられる相談は、不当請求や架空請求をはじめ、しつこい電話勧誘、悪質商法、携帯電話（スマートフォン）やエステ・医療のトラブルなど多種多様です。

相談件数は、20年度以降、増加していましたが、24年度は1,867件で前年度と比較して70件、比率で3・6%減少しました。

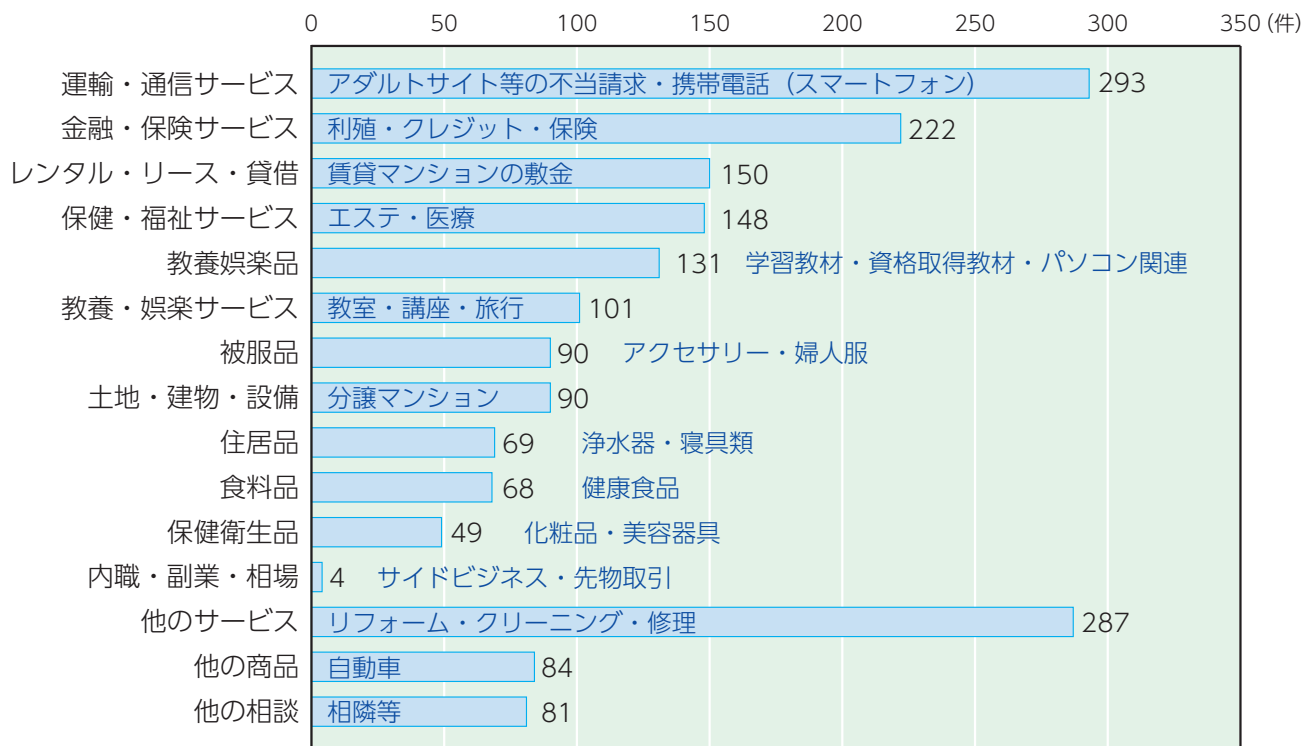
年度別相談件数の推移



アダルトサイト等の不当請求・携帯電話(スマートフォン)の相談が第1位

商品・役務(サービス)別相談件数

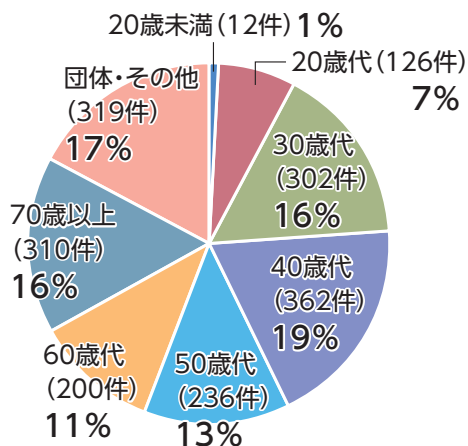
【総数1,867件】



24年度は「アダルトサイト等の不当請求・携帯電話(スマートフォン)」など運輸・通信サービスの相談件数が293件で全体の1位(15.7%)となっています。これはデジタルコンテンツの普及により、携帯電話(スマートフォン)、モバイル端末、オンラインゲームなどの利用者が増加した結果、利用者のトラブルが増えたと思われます。

2位の金融・保険サービスでは、「CO₂(二酸化炭素)排出権取引に関する儲け話」など取引の仕組みがよく分からない不審な投資関連の相談が増加傾向にあります。

契約当事者の年齢別割合



消費者がトラブルにあわないためには、積極的に商品や契約の知識を身につけることが大切です。また、身近な家族の方や近隣の方々など周りの人の「声かけ」や「見守り」は早期に被害に気づいたり、被害から身を守ることにつながります。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、一人で悩まずに消費生活センターにお気軽に相談してください。専門の相談員がお話しをお聞きしています。

被害を防ぐためには

夏のトラブルに**注意**ください

夏の季節に多いトラブルについてお知らせします。

◎冷感タオル

◆相談事例◆

水で濡らすだけで冷感が得られるとうたったタオルを使用して皮膚が腫れた、湿疹ができた。

□アドバイス□

冷感タオルの多くは、乾くと固くなる性質のため、湿らせた状態で販売されており、カビの発生を防ぐ目的で防腐剤を含む水が使用されています。

冷感タオルによる皮膚障害を防ぐためには、冷感タオルを初めて使用する前に、ぬるま湯等でよく洗い防腐剤を取り除きましょう。

また、腫れや湿疹を感じた場合は使用を中止して、必ず専門医に受診してください。

◎日焼け止め

◆相談事例◆

日焼け止めが目に入ったら、痛くてたまらなかった。日焼け止めを使用したところ、顔が腫れあがった。

□アドバイス□

初めての製品は、体の目立たないところでごく少量を試して、トラブルが起きないことを確認してから使用してください。目や傷口には入らないよう気を付けて塗ってください。

また、腫れなどの異常を感じた場合はすぐに使用を中止して、製造業者や販売店などに相談するか、専門医に受診してください。



8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です！

電気は
正しく安全に
使いましょう！

<http://www.kdh.or.jp/>

